

昭和六十一年法律第八十八号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

(会社の目的及び事業)

第一条 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

第二条 日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)は、貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

第三条 旅客会社及び貨物会社(以下「会社」という。)は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むべきは、貨物鉄道株式会社という文字を使用してはならない。

第四条 会社でない者は、その商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を使用してはならない。

第五条 削除  
(一般担保)

前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。  
(新株、社債及び借入金)

第六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第十六条及び第二十一条第二号において「新株」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第十六条及び同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)第二十一条第一号において「募集社債」という。)を引き受けける者の募集をして、株式交換若しくは株式交付に際して株式

社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)第二十一条第二号において同じ。)若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第二条 前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するため政令で定めるところにより新たに債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

第三条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

(定款の変更等)

第九条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(中小企業者への配慮)

会社は、その営む事業が地域における経済活動に与える影響にかんがみ、その地域において当該会社が営む事業と同種の事業を営む中、小企業者の事業活動を不當に妨げ、又はその利益を不正に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

(財務諸表)

第十一条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(旅客会社の経営安定基金)  
第六条第一号に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条 旅客会社は、それぞれ、附則第七条第一項の規定により取得した債権の額に相当する金額を経営安定基金(以下「基金」という。)として管理し、その運用により生ずる収益をその事業の運営に必要な費用に充てるものとする。

旅客会社は、基金に係る経理については、他の経理と区分して整理しなければならない。ただし、当該旅客会社の純資産額が資本金、準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合においてあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

前項ただし書の規定により基金を取り崩した後において当該旅客会社の純資産額が資本金、準備金及び基金の総額を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項の金額に達するまで、基金に組み入れなければならない。

旅客会社は、確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。

前項に定めるもののほか、基金の管理に際し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(旅客会社による関係地方公共団体への協力)

第十三条 旅客会社は、関係地方公共団体が当該旅客会社の営む鉄道事業に係る路線の利用の促進又は利用者の利便の向上に関する事業であつて当該旅客会社の経営基盤の強化に資するものを実施するときは、これに協力しなければならない。

(監督)

第十四条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十五条 国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十六条 國土交通大臣は、第五条第一項(新株及び募集新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)の発行に係るもの)、第七条、第八条若しくは第九条(定款の変更の決議に係るもの)を除く。)の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十七条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

前項の場合において、犯人が收受する賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

前項の罪を犯したときは、その違法行為をした会社の取締役、執行役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十八条 前項第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その違法行為をした会社の取締役、執行役又は二十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その違法行為をした会社の取締役、執行役又は二十万円以下の罰金に処する。

前項の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

前項の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

第一項第三項の規定に違反して、事業を営んでいたとき。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一項第三項の規定に違反して、事業を営んでいたとき。

第二十二条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした会社の取締役、執行

役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一項第三項の規定に違反して、事業を営んでいたとき。

第二十三条 第十七条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第一項の罪を犯した者が自首したときは、その違法行為をした会社の取締役、執行役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一項の罪を犯した者が自首したときは、その違法行為をした会社の取締役、執行役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

三 第五条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらものを作出したとき。

七 第十二条第三項の規定に違反して、基金を取り崩したとき。

八 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十二条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(設立委員)

第二条 運輸大臣は、それぞれの会社ごとに設立委員を命じ、当該会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

設立委員は、前項及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下「改革法」という。)第二十三条に定めるもののほか、当該会社がその成立の時において事業を円滑に開始するために必要な業務を行うことができる。  
(定款の作成)

第三条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。  
(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ一各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ一第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本国有鉄道が引き受けるものとし、設立

委員は、これを日本国有鉄道に割り当てるものとする。

(商法の適用除外)

附則  
（平成二年六月二七日法律第五〇号）抄

**第一条** この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
**(施行期日)**

附則（平成二年六月二九日法律第六五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(平成五年六月一四日法律第六三)  
附則号

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 費 (平成二年二月三日法律第  
一六〇号) 抄  
(施定期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
一日至第二項、第千三百二十六条第二項及び

附則（平成二年五月三一日法律第九百三十三条の規定の施行に伴うもの）

明治三十二年三月三十日 沖縄管内  
（施行期日） 一號 抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律  
（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施

行する。  
附 則 (平成一三年六月二二日法律第六

（施行期日）二〇一〇年六月一日抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
(指針の公表等)

**第二条** 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第一条の趣旨

にのつとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者（次項第一号を除

き、以下「新会社」という)が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域



附 則 (平成一六年六月九日法律第八八)

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八)

七号) 抄

(施行期日) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第六)

一〇二号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に加える改正規定、百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条を附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第百四十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一五日法律第六)

六号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六)

三号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月一五日法律第六)

六号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月一五日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月一五日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

二 日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利便の確保に関する事項

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一〇日法律第三)

(施行期日) 抄

(指針の公表等)

第一条 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第一条の趣旨にのつて実施された日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者(次項第一号を除き、以下「新会社」という。)が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営む際に当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」といふ。)を定め、これを公表するものとする。

第二条 この法律による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(以下「旧法」という。)により設立された九州旅客鉄道株式会社(以下単に「九州旅客鉄道株式会社」という。)

第三条 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業經營を確保するため必要があると認めるときは、新会社に対し、その事業経営について必要な指導及び助言をすることができる。

第四条 国土交通大臣は、指針に照らし、新会社が正当な理由がなくて当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保のために、新会社がその事業を営む際に当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」といふ。)を定め、これを公表するものとする。

第五条 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた新会社が、前項の規定によりその勧告を受けていた旨を公表された後において、なお、正当な理由なくしてその勧告に係る措置をとらなかつた場合であつて、当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が著しく阻害されている事実があると認めるとときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六条 国土交通大臣は、前項の規定による命令をしならなければならない。

第七条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、旧法第十二条第一項に規定する基金の全額を取り崩すものとする。

第八条 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を定め、以後も、なおその効力を有する。

第九条 九州旅客鉄道株式会社の施行日の属する事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の国土交通大臣に対する提出については、利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。

第十条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十四条第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、新会社を同法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十四条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十五条 前条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第十六条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前に行うことができる。

第十七条 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(一号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

一号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。

第七条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、旧法第十二条第一項に規定する基金の全額を取り崩すものとする。

第八条 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を定め、以後も、なおその効力を有する。

第九条 九州旅客鉄道株式会社の施行日の属する事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の国土交通大臣に対する提出については、利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。

第十条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十四条第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、新会社を同法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十四条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(一号) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) 抄

(施行期日) 抄

二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中  
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規  
定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する  
法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一  
条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機  
構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第  
七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及  
び特定農水産業協同組合等による信用事業の再  
編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項  
の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五  
条の規定 公布の日

**附 則（令和三年三月三一日法律第一七  
号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行  
する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の  
規定については、公布の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施  
行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経  
過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、この法律による改正後のそれ  
ぞれの法律の規定について、その施行の状況等  
を勘案しつつ検討を加え、必要があると認める  
ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず  
るものとする。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄**

（施行期日）

<sup>1</sup> この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日